

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	1-2
許認可等の種類	緊急通行車両、緊急輸送車両の確認			
根拠法令条例等・条項	大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項			
許認可等の概要	大規模地震発生時において、知事又は公安委員会は、車両使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両又は緊急輸送車両であることの確認を行う。確認を受けた車両は、大規模地震対策特別措置法第24条により、通行が制限されない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>長野県地域防災計画 風水害編第3章第10節 緊急輸送活動及び同資料08-6 緊急通行車両、緊急輸送車両確認事務処理要領による。</p> <p><b>【参考】</b> 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項 都道府県知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が法第24条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認を行うものとする。</p> <p>長野県地域防災計画 風水害編第3章第10節 緊急輸送活動 第2 主な活動 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認事務を行う。</p> <p>緊急通行車両、緊急輸送車両確認事務処理要領 第3 緊急通行車両等として確認する車両は、以下のとおりとする。 2 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号、以下「地震法」という。) (1) 警戒宣言発令時に地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う車両。 (2) 指定行政機関等(指定地方公共機関を除く。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両。</p>			
基準の制定根拠	大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	申請受理後速やかに交付する。			
期間の制定根拠	大規模地震発生時における緊急性を勘案。			